

# 厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和7年8月1日現在)

## □入院基本料に関する事項

当病棟では、1日に19人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- 朝8時45分～夕方5時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は3人以内です。
- 夕方5時30分～朝8時45分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は17人以内です。

## □届出事項に関する事項

1.次の施設基準に適合している旨、九州厚生局長に届出を行っています。

- 医療DX推進体制整備加算
- 一般病棟入院基本料
- 診療録管理体制加算3
- 医師事務作業補助体制加算2
- 病棟薬剤業務実施加算1  
(病棟専任薬剤師 多田 亜矢)
- データ提出加算
- 短期滞在手術等基本料1
- 薬剤管理指導料
- ロービジョン検査判断料
- コンタクトレンズ検査料1
- 治療的角膜切除術（エキシマレーザーによるもの（角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。））
- 角膜移植術（内皮移植加算）
- 羊膜移植術
- 緑内障手術（緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの））
- 緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
- 緑内障手術（濾過嚢再建術（needle法））
- 網膜付着組織を含む硝子体切除術（眼内内視鏡を用いるもの）
- 外来・在宅ベースアップ評価料（1）
- 入院ベースアップ評価料45

2.当院は、入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）適温で提供しています。

## □特掲診療料の施設基準に該当する手術の実施件数

令和6年1月1日から令和6年12月31日の間における手術の実施件数。

≪区分1≫	黄斑下手術等	695 件
≪区分2≫	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	- 件
	角膜移植術	29 件
≪区分3≫	上顎骨形成術等	1 件

## □特別の療養環境の提供について

区分	病室数	室料	号室
特別室	2室	15,000円	307 407
個室	6室	10,000円	313 315 316 413 415 416
2人部屋	2室	5,000円	301 401
2人部屋	8室	3,000円	302 303 305 306 402 403 405 406

## □保険外負担に関する事項

以下の事項について、その使用に応じた実費の負担をお願いしています。

紙おむつ代	1枚 240円
文書・診断書料	1通 550円～11,000円
薬剤の容器代	1本 50円～600円

その他詳しくは医事係又はお近くのスタッフまでおたずね下さい。